

発 言 通 告 書

令和5年11月28日

松山市議会議長 渡部克彦 殿

松山市議会議員 向田将央

次のとおり通告します。

発言順位	8	受領日時	11月28日 午前 11時 55分	2 枚中 1 枚目
質問等の方式	一問一答方式	一括方式	発言時間	約 40 分
答弁を求める者	・市長 ・教育長 ・農業委員会会長	・選挙管理委員会委員長 ・監査委員	・公平委員会委員長 ・公営企業管理者	

No.	件 名	発 言 の 要 旨
1	虐待と里親制度について	<p>(1)松山市の子ども総合相談センター事務所と、愛媛県の児童相談所は、それぞれどのような業務を行う機関なのか、両者の違いも併せて問う。</p> <p>(2)家事の仕方を親から教えられたことがなく分からない方に対して、家事の仕方をレクチャーする、子ども総合相談センター事務所の独自の取組について伺う。 また、ほかにも同様の取組があれば併せて問う。</p> <p>(3)こども家庭庁より、特に各施設に対して要請された「小規模かつ地域分散化」を図る計画の策定は、松山市内の施設ではどの程度進んでいるのか問う。 また、計画だけでなく、実際の小規模化、地域分散化がどの程度行われているのか問う。</p> <p>(4)平成28年に児童福祉法の改正が行われて以降、平成29年には児童虐待防止法が、令和元年には民法及び、児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部が改正されているが、具体的にどのような改正が行われたのかを含め、この改正に対する本市の受け止め方を伺う。</p> <p>(5)松山市では、里親として登録を行っている方がどのくらいいるのか問う。 また、どのような里親制度が実際に利用されていて、それらがどの程度利用されているのか件数を問う。 さらに、「里親になりたい」と考える方がいた場合、どのようにすればよいのか問う。</p> <p>(6)松山市では、数多くある虐待事例のうち、血のつながっていない父親や交際相手などが関係した事例がどの程度あるのか把握しているのか問う。 また、そのようなケースを児童相談所が直接受付し最後まで対応し</p>

